

5 広域相互応援・自衛隊災害派遣関係

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

## 資料 5-1 長野県市町村災害時相互応援協定書

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

資料 5-1 長野県市町村災害時相互応援協定書

(別記 1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記 2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

## 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
  - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
  - (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
  - (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
  - (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- 2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。  
ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
  - (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。  
所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。
  - (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。
- 2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

- 第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。
- 2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。

(実施細則の改定)

- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。

(実施細則の成立)

- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

## 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

### （応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

### （連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

### （資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

資料 5-3 中核市災害相互応援協定

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成29年1月1日から効力を発生するものとする。

平成29年1月1日

八 戸 市                      八 戸 市 長                      小 林                      眞

函 館 市	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
旭 川 市	旭 川 市 長	西 川 将 人
青 森 市	青 森 市 長	鹿 内 博 志
秋 田 市	秋 田 市 長	穂 積 萬 里
郡 山 市	郡 山 市 長	品 川 敏 男
い わ き 市	い わ き 市 長	清 水 藤 裕 明
盛 岡 市	盛 岡 市 長	谷 藤 栄 一
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市 長	佐 藤 努
越 谷 市	越 谷 市 長	高 橋 善 明
川 越 市	川 越 市 長	川 合 戸 徹 人
船 橋 市	船 橋 市 長	松 田 雄 浩
横 須 賀 市	横 須 賀 市 長	吉 山 本 賢 治
柏 市	柏 市 長	秋 山 岡 森 孝 志
前 橋 市	前 橋 市 長	山 本 岡 森 孝 志
高 崎 市	高 崎 市 長	富 岡 森 孝 志
八 王 子 市	八 王 子 市 長	石 森 孝 志
富 山 市	富 山 市 長	森 野 之 義
金 沢 市	金 沢 市 長	山 野 久 雄
長 野 市	長 野 市 長	加 藤 江 茂 光
岐 阜 市	岐 阜 市 長	細 江 原 光
豊 橋 市	豊 橋 市 長	佐 原 光 一



資料 5-3 中核市災害相互応援協定

岡	崎	市	岡	崎	市	長	内	田	康	宏
豊	田	市	豊	田	市	長	太	田	稔	彦
高	槻	市	高	槻	市	長	濱	見	剛	史
枚	方	市	枚	方	市	長	伏	田		隆
東	大	市	東	大	市	長	野	田	義	和
姫	阪	市	姫	阪	市	長	石	見	利	勝
和	路	市	和	路	市	長	尾	花	正	啓
大	歌	市	大	歌	市	長	越	直	一	美
豊	津	市	豊	津	市	長	淺	敬	郎	郎
西	中	市	西	中	市	長	今	村	岳	司
尼	宮	市	尼	宮	市	長	稲	村	和	美
倉	崎	市	倉	敷	市	長	伊	東	香	織
吳	敷	市	吳	市	長	小	羽	村	和	年
福	山	市	福	山	市	長	中	田	友	皓
下	関	市	下	関	市	長	大	尾	秀	昭
高	松	市	高	松	市	長	野	西	克	人
松	山	市	松	山	市	長	岡	志	誠	仁
高	知	市	高	知	市	長	田	崎	富	也
長	崎	市	長	崎	市	長	朝	上	則	久
佐	世	市	佐	保	市	長	田	長	一	男
大	分	市	大	分	市	長	朝	藤	樹	郎
宮	崎	市	宮	崎	市	長	佐	敷		正
鹿	児	市	鹿	島	市	長	戸		博	幸
久	留	市	久	留	市	長	森	原	利	則
那	米	市	那	米	市	長	檜	間	幹	子
	覇	市		覇	市		城			

協定締結権者

奈良市 奈良市長 仲川元庸

## 中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市(以下「応援要請市」という。)の負担とし、その他の経費は応援をした市(以下「応援市」という。)の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員(以下「応援職員」という。)の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難い事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成29年1月1日から効力を発生するものとする。

資料 5-4 中核市災害相互応援協定実施細目

平成29年1月1日

八 戸 市	八 戸 市 長	小 林 眞
函 館 市	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
旭 川 市	旭 川 市 長	西 川 内 積 川 水 藤 橋 合 戸 山 本 岡 森 野 藤 江 原 田 田 見 田 見 花 利 敬 一 村 村 東 村 田 尾 西 志 崎 上 長 藤 敷
青 森 市	青 森 市 長	鹿 穂 品 清 谷 佐 高 川 松 吉 秋 山 富 石 森 山 加 細 佐 内 太 濱 伏 野 石 尾 越 淺 今 稻 伊 小 羽 中 大 野 岡 田 朝 佐 戸
秋 田 市	秋 田 市 長	藤 橋 善 雄 浩 賢 孝 雅 之 久 茂 光 康 稔 剛 義 利 正 直 一 岳 和 香 和 友 秀 克 誠 富 則 樹 一
郡 山 市	郡 山 市 長	萬 敏 裕 栄 善 雄 浩 賢 孝 雅 之 久 茂 光 康 稔 剛 義 利 正 直 一 岳 和 香 和 友 秀 克 誠 富 則 樹 一
い わ ぎ 市	い わ ぎ 市 長	須 賀 市 長
盛 岡 市	盛 岡 市 長	須 賀 市 長
宇 都 宮 市	宇 都 宮 市 長	須 賀 市 長
越 谷 市	越 谷 市 長	須 賀 市 長
川 越 橋 市	川 越 橋 市 長	須 賀 市 長
船 橋 市	船 橋 市 長	須 賀 市 長
横 須 賀 市	横 須 賀 市 長	須 賀 市 長
柏 前 市	柏 前 市 長	須 賀 市 長
高 崎 市	高 崎 市 長	須 賀 市 長
八 王 子 市	八 王 子 市 長	須 賀 市 長
富 山 市	富 山 市 長	須 賀 市 長
金 沢 市	金 沢 市 長	須 賀 市 長
長 野 市	長 野 市 長	須 賀 市 長
岐 阜 市	岐 阜 市 長	須 賀 市 長
豊 岡 市	豊 岡 市 長	須 賀 市 長
豊 田 市	豊 田 市 長	須 賀 市 長
高 槻 市	高 槻 市 長	須 賀 市 長
枚 方 市	枚 方 市 長	須 賀 市 長
東 大 阪 市	東 大 阪 市 長	須 賀 市 長
姫 路 市	姫 路 市 長	須 賀 市 長
和 歌 山 市	和 歌 山 市 長	須 賀 市 長
大 豊 市	大 豊 市 長	須 賀 市 長
西 宮 市	西 宮 市 長	須 賀 市 長
尼 倉 敷 市	尼 倉 敷 市 長	須 賀 市 長
呉 市	呉 市 長	須 賀 市 長
福 山 市	福 山 市 長	須 賀 市 長
下 高 松 市	下 高 松 市 長	須 賀 市 長
高 知 市	高 知 市 長	須 賀 市 長
長 佐 世 保 市	長 佐 世 保 市 長	須 賀 市 長
大 宮 市	大 宮 市 長	須 賀 市 長

資料 5-4 中核市災害相互応援協定実施細目

鹿 児 島 市	鹿 児 島 市 長	森	博 幸
久 留 米 市	久 留 米 市 長	檜 原 利 則	子
那 覇 市	那 覇 市 長	城 間 幹	

協定締結権者

奈 良 市	奈 良 市 長	仲 川 元 庸	
-------	---------	---------	--

## 中核市災害相互応援協定の運用マニュアル

平成11年 6月 9日 中核市連絡会防災担当者会議総会決議  
改正 平成23年 7月 29日 中核市市長会防災担当者会議総会決議  
改正 平成23年11月 1日 中核市市長会防災担当者会議総会決議

### 1 応援の要請方法

- (1) 協定第2条に掲げる文書は、応援要請書（様式1）とし、FAX又は電話により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。
- (2) 応援の要請は、被災市の所属するブロックの幹事に対し行うものとする。
- (3) 被害がブロック全体に及ぶ災害の場合は、幹事が取りまとめたうえで会長に対し、要請を行うものとする。また、取りまとめが不可能なときは各被災市が直接会長に要請を行うことができる。
- (4) 応援要請書は、会長市に送付するものとする。

### 2 情報伝達

- (1) 幹事は、被災市の被害状況を会長へ報告するものとする。
- (2) 会長は、報告を受けた内容を各協定市に連絡担当部局を通じ伝達するものとする。

### 3 応援計画

- (1) 応援要請を受けた幹事は、被災市を除くブロック内の協定市と連絡担当部局を通じ、応援活動について協議する。
- (2) 前号により応援活動を決定した応援市は、応援計画を応援計画書（様式2）により、被災市及び幹事に通知する。
- (3) 幹事は、ブロック内応援市の応援計画を会長へ報告する。
- (4) 幹事は、ブロック内での応援活動が困難と判断したときは、会長への応援を要請することができる。
- (5) 会長は、被災ブロックの幹事から応援の要請を受けたときは、規約第6条第2項応援チームの応援隊長市（応援チーム内で被災市に最も近い協定市となり、応援チームを代表しチーム内の取りまとめを行う。）へ要請事項を伝達するものとし、要請を受けた応援隊長市はそのチーム内の協定市と応援活動を協議し、規約第6条第1項ブロック内の被災市以外の協定市と協力しながら応援するものとする。

### 4 応援の完了

- (1) 応援市は、応援活動が完了し被災市の状況が安定した後、細目第2条に基づき応援業務に要した経費を算定し、応援を要請した協定市に請求するものとする。
- (2) 応援市は、前項に掲げる経費について、会長に報告する。
- (3) 会長は、応援活動が完了したとき又は応援活動が長期にわたる場合は随時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

### 5 自主応援活動

- (1) 協定第3条第2項の規定により自主応援活動を行う場合は、被災市の属するブロックの幹事が連絡調整し、自主応援活動を行うものとする。
- (2) 自主応援活動を行う場合の手続きについては、このマニュアルの規定を準用する。

### 6 任務の代行

このマニュアルにおいて、会長又は幹事の属する市が被災市となったときは、それぞれ副会長又は副幹事はその任務を遂行するものとする。また、副会長についてはその在任期間の長い市から第1順位とする。

## 災害時における相互援助に関する協定書（長野市と町田市）

長野市（以下「甲」という。）と町田市（以下「乙」という。）は、甲又は乙の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力について次の通り協定する。

（連絡担当部課）

第1条 甲及び乙は、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生したときは、直ちに相互に連絡するものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救援活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 児童生徒を含む被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（援助要請の手続）

第3条 援助を受けようとする市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるボランティアの人員
- (4) 前条第6号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- (5) 援助を受ける場所及びその経路と期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第4条 援助に要した経費の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、援助を行う市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他援助に要した経費は、援助を受けた市が負担する。

（資料の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく援助が円滑に行われるよう地域防災計画その他、必要な資料を相互に交換するものとする。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第7条 この協定は、平成7年9月29日から施行する。

資料 5-5 災害時における相互援助に関する協定書(長野市と町田市)

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成7年9月29日

甲 長野県長野市長 塚田 佐 印

乙 東京都町田市市長 寺田 和雄 印

災害時における相互援助に関する協定実施細目（長野市と町田市）

- 第1 実施細目は、災害時における相互援助に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、あらかじめ必要な事項を定めるものとする。
- 第2 協定第1条により相互援助のための連絡担当部課名、担当責任者及び同補助者の職指名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。
- 第3 援助を行う職員は、援助を行う市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 第4 援助を行う職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- 第5 援助を受ける市は、災害の状況に応じ、援助を行う職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与する。

付 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。



## 災害時相互応援協定（長野市と上越市）

### （趣 旨）

第1条 この協定は、上越市と長野市において、災害時における応急対策の万全を期すため、両市間で相互応援することについて定めるものとする。

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市の要請があった事項

### （要 請）

第3条 被災市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

### （業 務）

第4条 応援を要請された市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

### （経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市が負担するものとする。

### （応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

資料 5-7 災害時相互応援協定(長野市と上越市)

(連絡担当者)

第7条 両市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに協定市のいずれからも申出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成7年10月26日

長野市長 塚田 佐 印

上越市長 宮越 馨 印

## 災害時相互応援協定実施細目(長野市と上越市)

### (趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援協定(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (応接職員の公務災害等)

第2条 協定第2条第4号の規定により応援のため派遣した職員(以下「応援職員」という。)が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療をした場合の治療費は要請都市の負担とする。

### (損害賠償責任)

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、要請都市がその損害賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び要請都市への往復の途中において生じたものについては、応援都市が賠償責任を負う。

### (経費の負担方法)

第4条 協定第5条第2号の規定により、要請都市が負担すべき経費については、応援都市が一時繰替支弁するものとする。

2 応援都市は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を要請都市に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費(備蓄しているものを提供したときは、再調達価格)及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車輛、機械器具及び資機材については、借上料、燃料費(現地調達したものは除く)、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費(現地修理したものは除く)

3 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書により、関係書類を添付して、要請都市の市長に請求する。

### (応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

### (便宜供与)

第6条 要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっ旋その他の便宜を供与するものとする。

### (連絡担当部局の報告)

第7条 協定第7条に規定する連絡担当者を定めたときは、担当部課長、担当者の職・氏名ならびに電話番号等(勤務時間外の場合も含む)を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

## 災害時における相互援助に関する協定（長野市と富山市）

### (趣 旨)

第1条 この協定は、長野市及び富山市（以下「協定市」という。）のいずれかの市で災害が発生し、災害を受けた市独自では十分に応急措置を実施することができない場合の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

### (相互連絡)

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は次のとおりとし、それぞれ職員の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 生活必需物資の供給活動
- (2) 応急活動及び応急復旧活動
- (3) ボランティアの斡旋
- (4) 被災した児童、生徒の一時受入れ
- (5) 被災者に対する住宅の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要と認めて要請した事項

### (要請の手続)

第4条 応援を受けようとする協定市は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により相手方の協定市に要請を行い、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

### (緊急応援活動の実施)

第5条 前条の規定にかかわらず、いずれかの協定市の区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかとなった場合は、応援を行う協定市は、自主的判断により緊急応援活動を行うものとする。

### (経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として、応援を受ける市が負担するものとする。

### (資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、毎年1回6月末日までに地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

資料 5-9 災害時における相互援助に関する協定(長野市と富山市)

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度協定市が協議して定める。

(施 行)

第9条 この協定は、平成7年12月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、協定市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年12月1日

長野市 長野市長 塚 田 佐 印

富山市 富山市長 正 橋 正 市 印

## 災害時における相互応援に関する協定実施細目（長野市と富山市）

### (趣 旨)

第1条 この細目は、災害時における相互応援に関する協定（平成7年12月1日締結。以下「協定」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (応援職員の公務災害等)

第2条 協定第3条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行う市が負担するものとする。ただし、当該職員が派遣場所において応急治療を受けた場合の治療費は、応援を受ける市が負担するものとする。

### (損害賠償責任)

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市がその賠償責任を負うものとする。ただし、当該職員の重大な過失により生じたもの及び当該職員が応援を受ける市への往復の途中において生じたものについては、応援を行う市が賠償責任を負うものとする。

### (経費の負担方法)

第4条 協定第6条第2号の規定により応援を受ける市が負担する経費については、応援を行う市が一時繰替支弁するものとする。

2 応援を行う市は、前項の規定により一時繰替支弁した経費について、次の各号により算定した額を応援を受ける市に請求するものとする。

(1) 物資及び貸与以外の資機材に要した経費当該物資及び当該資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格とする。）並びに輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具及び資機材に要した経費借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地において修理したものは除く。）

3 応援に要した経費の請求は、応援を受けた市の定める書式により行うものとする。

### (応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

### (便宜供与)

第6条 応援を受ける市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

### (連絡担当部局)

第7条 協定第2条に規定する相互応援に関する連絡担当部局は、次のとおりとする。

(1) 長野市総務部防災課

(2) 富山市総務部防災雪対策室

### (要請文書)

第8条 協定第4条に規定する要請文書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この実施細目は平成7年12月1日から施行する。

## 災害時相互応援に関する協定書（静岡市、長野市、上越市及び甲府市）

静岡市、長野市、上越市及び甲府市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の区域内において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

**第1条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援活動に必要な車両の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

**第2条** 協定市の長は、その区域に災害が生じた場合において、応援の要請をしようとするときは、次の事項を明らかにして、他の協定市の長に対して電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

**第3条** 協定市は、前条の規定による要請がない場合で応援を行う必要があると認めるときは、職員で構成する情報収集班を他の協定市に派遣し、災害の情報収集を行うとともに、必要な応援を行うことができる。この場合において、応援を行う協定市の長は、その内容について応援を受ける市の長へ速やかに連絡するものとする。

（応援従事者の指揮）

**第4条** この協定に基づく応援に従事する職員（以下「応援従事者」という。）は、応援を受けた市の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受けた協定市の負担とする。

- 2 応援従事者が応援に係る業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援に係る業務の従事中に生じたものについては応援を受けた協定市が、当該従事場所への往復経路の途中において生じたものについては応援を行う協定市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

（連絡担当部局）

**第6条** 協定市は、相互応援のための窓口として連絡担当部局を定めるものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。



資料 5-11 災害時相互応援に関する協定書（静岡市、長野市、上越市及び甲府市）

（有効期間）

**第7条** この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

（疑義の解決）

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を4通作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成24年7月20日

静岡県静岡市  
市長 田 辺 信 宏

長野県長野市  
市長 鷲 澤 正 一

新潟県上越市  
市長 村 山 秀 幸

山梨県甲府市  
市長 宮 島 雅 展

## 災害時の情報交換に関する協定（長野市と国土交通省関東地方整備局及び北陸地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、長野市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、長野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 長野市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 長野市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

### （情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他両地方整備局又は丙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年4月1日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長 下 保 修
  
- 乙) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1  
国土交通省  
北陸地方整備局長 前 川 秀 和
  
- 丙) 長野県長野市鶴賀緑町1613番地  
長野市  
長野市長 鷺 澤 正 一

## 災害時の支援等に関する協定書(長野市と財務省関東財務局)

財務省関東財務局及び財務省関東財務局長野財務事務所(以下、併せて「甲」という。)並びに長野市(以下「乙」という。)は、長野市内で地震、風水害等の災害が発生した場合(以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。)における甲から乙に対する災害支援の円滑な遂行を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲・乙間の連携により初動時の情報収集及び伝達を迅速に実施し、また、甲から乙に対する一時避難施設としての庁舎の提供、利用可能な公務員宿舍及び未利用国有地の提供、並びに、災害対応業務に係る職員派遣を実施することにより、乙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行及び市民生活の安定を図ることを目的とする。

### (被害情報の収集・伝達)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、予め災害時に速やかに連絡をとることができる体制を整備しておくものとする。

### (一時避難施設としての庁舎の提供)

第3条 甲は、災害が発生した場合、災害時における市民、在勤者、乙の区域を訪れた者(以下「帰宅困難者等」という。)の安全確保のため、一時避難施設として、利用可能かつ安全が確認された甲の施設を開放するものとする。

2 甲は、前項に基づき施設を開放する場合、利用可能な範囲で、次の事項について可能な限りの支援を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者等の甲の施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供
- (3) 水、食料、ブランケット、簡易トイレ等の支援物資の提供
- (4) トイレ及びごみの処理等の施設の衛生管理
- (5) 周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者等に対する情報提供

3 甲が本条第1項に基づき開放する施設は、長野第2合同庁舎(長野県長野市大字長野旭町 1108番地)のうち1階共用会議室及び5階共用会議室とする。

4 甲の財務省関東財務局長野財務事務所は、前項に定める共用部分に関する庁舎等の利用について、管理庁を兼ねるものとする。

### (利用可能な公務員宿舍の提供)

第4条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条及び第19条が準用する第22条第1項第3号の規定に基づき、甲が管理する利用可能な国家公務員宿舍を乙に無償で貸し付け又は使用させるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償使用が可能な公務員宿舍に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

### (利用可能な未利用国有地の提供)

第5条 甲は、災害が発生した場合における応急措置の用に供する目的で、国有財産法第22条第1項

第3号等の規定に基づき、甲が所有する利用可能な未利用国有地を乙に無償で貸し付けるものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項に定める無償使用が可能な未利用国有地に関する情報を四半期毎に乙に提供するものとする。

(災害対応業務に係る職員派遣)

第6条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用される等相当規模の災害が発生した場合、職員を派遣して、以下の事務又は作業に従事させ、乙における災害復旧を支援するものとする。

- (1) 情報の収集・提供(リエゾン(情報連絡員)含む)
- (2) 罹災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (3) 罹災建物判定にかかる現地調査補助
- (4) 有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業
- (5) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (6) 避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等)
- (7) その他乙に対する支援を円滑に行うための事務及び作業

(支援の要請)

第7条 乙は、災害が発生した場合において、甲に対して第3条から第6条までに掲げる支援を要請する必要があると判断したときは、財務省関東財務局長野財務事務所総務課に要請する。

2 要請は、電話等により口頭で行うものとし、事後、速やかに要請内容を記載した書面を甲に提出するものとする。

(支援の実施)

第8条 甲は、乙から第7条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲での支援を行うものとする。

(費用負担)

第9条 支援に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 その他費用の負担については、甲と乙で協議して決定するものとする。ただし、災害救助法の適用により乙が負担すべき費用は乙が負担するものとする。

(訓練等)

第10条 甲は、本協定に基づく支援が、迅速かつ円滑に図られるよう、乙が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び、本協定の内容又は解釈に疑義又は紛争が生じた場合は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第12条 本協定は、協定締結の日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第13条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

資料 5-13 災害時の支援等に関する協定書(長野市と財務省関東財務局)

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲と乙でそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月15日

甲

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
財務省関東財務局  
関東財務局長 小野 尚

長野県長野市旭町1108  
財務省関東財務局長野財務事務所  
長野財務事務所長 平山 静

乙

長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地  
長野市  
長野市長 加藤 久雄

自衛隊災害派遣要請の様式

第 年 月 日 号

長野県知事 様

長野市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年月日（時分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣撤収依頼書

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

長野市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け号で依頼したこのことについて、下記のとおり依頼派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時年月日時分
- 2 撤収理由
  
- 3 その他必要事項



## 長野県への出動要請ヘリコプター一覧

区分	機種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター						
県警ヘリコプター	ユーロコプター A365N3	13	○		○	○
	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援 ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

## 臨時ヘリポート予定地一覧

## 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点

区分	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
				大型	中型	小型	長さ×巾 (m)
物拠	長野市篠ノ井東福寺 2375-1	長野県消防学校体育館	長野県消防学校 校長				1,105m <sup>2</sup>
H拠	長野市篠ノ井東福寺 2375-1	長野県消防学校校庭	長野県消防学校 校長		○		70×90

## 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点

区分	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
				大型	中型	小型	長さ×巾 (m)
物拠	若里 3-22-2	若里多目的スポーツ アリーナ	長野市長				4,000 m <sup>2</sup>
物拠	大字北長池 195	オリンピック記念ア リーナ	長野市長				13,700 m <sup>2</sup>
物拠	真島町真島 2268-1	真島総合スポーツア リーナ	長野市長				2,700 m <sup>2</sup>
物拠	豊野町豊野 624	豊野体育館	長野市長			○	1,428 m <sup>2</sup>
物拠	戸隠豊岡 248	戸隠屋内運動場	長野市長	○			966 m <sup>2</sup>
物拠	鬼無里 147-8	鬼無里屋内運動場	長野市長				560 m <sup>2</sup>
物拠	大岡乙 298-1	大岡体育館	長野市長		○		1,243 m <sup>2</sup>
物拠	大岡丙 5402-1	旧スキーハウス・聖ケ 岡食堂	長野市長	○			11,200 m <sup>2</sup>
物拠	信州新町新町 1000-1	信州新町体育館地階駐 車場	長野市長				1,435 m <sup>2</sup>
物拠	中条 2328-2	中条体育館	長野市長			○	750 m <sup>2</sup>
H拠	川合新田犀川高水敷	犀川第2緑地	長野市長	○			200×100
H拠	屋島 3572 地先	干曲川リバーフロン トスポーツガーデン	長野市長	○			70×120
H拠	若穂牛島 1298-1	長野臨時ヘリポート	長野市長		○		80×60

資料 5-15 長野県への出動要請ヘリコプター一覧及び臨時ヘリポート予定地一覧

区分	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
				大型	中型	小型	長さ×巾 (m)
H拠	豊野町豊野 814	豊野中学校校庭	学校長		○		90×50
H拠	戸隠豊岡 248	戸隠運動場	長野市長		○		100×70
H拠	鬼無里 150	鬼無里運動場	長野市長		○		70×60
H拠	大岡乙 298-1	大岡運動場	長野市長		○		60×75
H拠	大岡丙 5402-2	聖山パノラマホテル 駐車場	長野市長		○		50×70
H拠	信州新町新町 1000-1	信州新町運動場	長野市長		○		90×60
H拠	中条 2328	中条中学校校庭	学校長		○		60×60
	新諏訪 1-4-1	西部中学校校庭	学校長		○		60×60
	屋敷田 389	北部中学校校庭	学校長		○		80×70
	桐原 2-8-1	東部中学校校庭	学校長		○		70×50
	大町 945	東北中学校校庭	学校長		○		90×70
	浅川東条 337	浅川小学校校庭	学校長		○		50×70
	高田 1609	三陽中学校校庭	学校長		○		80×80
	川合新田 202-1	犀陵中学校校庭	学校長		○		90×60
	安茂里 2069	裾花中学校校庭	学校長		○		70×100
	七二会丁 227	七二会中学校校庭	学校長			○	40×80
	山田中 2429-1	小田切運動場	長野市長		○		70×50
	篠ノ井布施五明 380	篠ノ井西中学校校庭	学校長		○		60×100
	篠ノ井小森 840	篠ノ井東中学校校庭	学校長		○		80×80
	篠ノ井東福寺 2375-1	長野県消防学校校庭	学校長		○		70×90
	篠ノ井東福寺 2375-1	消防学校訓練場	学校長			○	40×70
	篠ノ井有旅 3692	信里小学校校庭	学校長		○		50×50
	川中島町今井 1360	川中島中学校校庭	学校長		○		90×60
	稲里町田牧 1355-1	広徳中学校校庭			○		75×85
	松代町松代 207	松代中学校校庭	学校長		○		50×60
	松代町西条 3929	長野県警察学校校庭	学校長		○		60×90
	松代町豊栄 2787	豊栄小学校校庭	学校長			○	50×40
	若穂川田 503	若穂中学校校庭	学校長		○		80×100
	若穂保科 2646	保科小学校	学校長		○		50×50
	若穂綿内芦ノ町	長野滑空場	長野市長	○			80×200
	信更町氷ノ田 3273	信更中学校校庭	学校長		○		55×50
	上ヶ屋 2471-915	飯綱高原中央グラウ ンド第2駐車場	長野市長		○		60×110
	広瀬 885	芋井運動場	長野市長		○		60×55
	桜 600-6	芋井小学校校庭	学校長			○	40×60
	豊野町大倉 1609	豊野東山第一運動場	長野市長		○		70×80
	豊野町大倉 1450-1	豊野東山第二運動場	長野市長		○		60×80
	豊野町石 1880	豊野西小学校校庭	学校長			○	45×75
	豊野町大倉 2213	豊野東小学校校庭	学校長		○		50×60
	戸隠豊岡 2960	戸隠中学校校庭	学校長		○		90×70

資料 5-15 長野県への出動要請ヘリコプター一覧及び臨時ヘリポート予定地一覧

区分	所在地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ
				大型	中型	小型	長さ×巾 (m)
	戸隠豊岡 1531	戸隠小学校校庭	学校長		○		50×70
	戸隠栃原 3391-2	柵運動場	長野市長			○	45×75
	戸隠 3682	戸隠スキー場 ゲストハウス岩戸	長野市長			○	45×45
	鬼無里 3157-13	鬼無里ふるさとの館	長野市長			○	30×30
	鬼無里 6770-69	品沢高原グラウンド	長野市長		○		100×50
	鬼無里 718	鬼無里中学校校庭	学校長		○		60×60
	鬼無里日影 6831	両京健康スポーツセ ンターグラウンド	長野市長			○	40×40
	鬼無里日影 8855	鬼無里の湯	長野市長			○	30×30
	大岡甲 7552	アルプス展望広場	長野市長			○	30×30
	信州新町新町 1006	信州新町中学校校庭	学校長			○	45×80
	信州新町新町 630-1	信州新町小学校校庭	学校長			○	40×50
	信州新町下市場 70	篠ノ井高等学校犀峡 校校庭	学校長		○		80×80
	信州新町上条 字下平 1-1	犀川ヘリポート	東京電力(株)			○	30×30
	信州新町里穂刈	信州新町中学校裏河 川敷	長野建設事務 所長			○	40×60
	中条 2770	中条小学校校庭	学校長			○	70×40
	中条 2378-1	長野西高等学校中条 校校庭	学校長	○			110×100

## 消防防災ヘリコプター場外離着陸場

場外離着陸場	場所	管理者名	地面	標高 (m)	着陸帯
長野犀川第二緑地公園	長野市川合新田(河川 敷)	長野市長	芝生	352	N/S
長野市臨時ヘリポート	長野市若穂牛島 1298 番地 1	長野市長	アスファルト	345	NE/S
長野滑空場	長野市若穂綿内芦ノ 町	千曲川河川 事務所長	アスファルト	338	NE/SW
長野県消防学校	長野市篠ノ井東福寺 2375-1	消防学校長	転圧	352	SW/NE
長野県消防学校訓練場	長野市篠ノ井東福寺 2375-1	消防学校長	アスファルト	352	N/S
長野シティヘリポート	長野市大字富田字鍋 石 761-1	取締役社長	アスファルト	750	SE/NW

